

比内体育館料金表

区 分			金 額 (1時間につき)	
競 技 場	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	160円	
		※ただし中学生以下は無料とする		
	入場料を徴収する場合		330円	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料を徴収しない場合	営利を目的としない場合	620円
			営利を目的とする場合	2,550円
		入場料を徴収する場合	営利を目的としない場合	1,280円
営利を目的とする場合			3,060円	
附 属 施 設 備	会議室（1室につき）		110円	
	音響装置		310円	
	照明設備		110円	
	ダルマストーブ（1台につき）		90円	
	ジェットストーブ（1台につき）		150円	
	ブルーヒーター（1台につき）		180円	

備 考

1. この表において「入場料」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、体育館の入場者から徴収する入場の対価をいう。
2. 使用者が入場料を徴収しない場合であっても、使用者が入場者から会費等を徴収しているとき、又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって使用するときは、入場料を徴収する場合の利用料金を徴収する。
3. 大会、行事等の準備及び後片付けで使用する場合の競技場の利用料金の額は、当該利用料金の金額に2分の1を乗じて得た額とする。
4. 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の競技場の利用料金の額は、当該利用料金の金額に2分の1を乗じて得た額とする。
5. 備考3及び4の規定による利用料金の減額は、これらを同時に受けることはできない。
6. 1時間に満たない時間は、1時間とみなす。
7. 電気料、暖房料、ガス料及び電話料については、別途実費を徴収する。

※中学生以下の利用料金無料は競技場のみ対象となり、その他の経費は実費負担となる。